

第1章 計画策定の趣旨、位置づけ

1. 計画策定の趣旨

近年、我が国では地震や大型台風、集中豪雨などによる大規模自然災害が発生し、全国各地に甚大な被害をもたらしている。

このような中、国では国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、平成26年6月には「国土強靱化基本計画」（以下「国基本計画」という。）が閣議決定された。

福岡県においては、平成28年3月に「福岡県地域強靱化計画」（以下「県地域計画」という。）を策定したところである。（令和元年6月に改定）

本市においても、国基本計画や県基本計画との調和を図りながら、防災・減災に関する取組を計画的に推進し、災害発生時に市民への被害を最小限にとどめることを目的に「宗像市強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定する。

2. 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、基本法第14条に基づく基本計画と調和を保った計画である。

また、「第2次宗像市総合計画」「宗像市地域防災計画」「第2次宗像市国土利用計画」と基本的な考え方の整合が図られた計画とし、本市における様々な分野の計画等の指針となるものであり、国基本計画と同様に、「アンブレラ計画」としての性格を有するものである。



3 . 計画期間

「第2次宗像市総合計画」の計画期間は令和6年度までとなっている。本計画においても、「第2次宗像市総合計画」と整合を図るため、計画期間を令和3年度から令和6年度までの4年間とする。その後は、国基本計画に準じ、概ね5年ごとに見直す。

なお、計画期間中であっても、施策の進捗や社会情勢の変化、新たな災害の発生等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う。

第2章 基本的な考え方

1. 基本目標

国基本計画及び県基本計画に掲げる基本目標を踏まえ、以下のとおり設定する。

人命の保護が最大限図られること
本市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
迅速な復旧復興

2. 事前に備えるべき目標

国基本計画及び県基本計画に掲げる基本目標を踏まえ、以下のとおり設定する。

直接死を最大限防ぐ
救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
必要不可欠な行政機能は確保する
必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
経済活動を機能不全に陥らせない
制御不能な二次災害を発生させない
社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

3 . 基本的な方針

国基本計画及び県基本計画との調和を図る観点から、国が基本計画で定める「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」、県が基本計画で定める「地域強靱化を推進する上での基本的な方針」に準じることとした上で、地域の特性を踏まえ、以下の点に留意して地域強靱化を推進する。

1 . 強靱化の取組姿勢

長期的な視点に基づく計画の推進

- ・短期的な視点によらず、長期的な視点に基づき計画的な取組を推進する。
- ・一方で、短期的な視点に基づきP D C Aサイクルによる進捗管理を行うことで、施策の確実な進捗を図るとともに、見直し・改善を行う。

「基礎体力」の向上

- ・主にインフラ整備による、災害から「防護する力」のみならず、防災リテラシーの教育や、災害時の体制づくりなどの平常時の取組による、災害に対する「抵抗力」や災害後の迅速な「回復力」を平常時から高め、災害に対する「基礎体力」の向上を図る。

2 取組の効果的な組み合わせ

ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ

- ・防災施設の整備や耐震化等のハード対策と、訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。

各主体との連携の強化

- ・近隣の市町村との連携はもとより、国や県との連携強化を図り、災害時の応援体制の実効性を確保する。

「自助」・「共助」・「公助」の適切な組み合わせと官民の連携

- ・行政による支援（公助）のみならず、自分の身は自分で守ること（自助）、地域コミュニティなどで協力して助け合うこと（共助）を適切に組み合わせ、官民が連携及び役割分担して一体的に取り組む。

3 地域の特性に応じた施策の推進

地域強靱化の担い手が適切に活動できる環境の整備

- ・地域コミュニティ機能の向上を図るとともに、地域防災を推進するリーダーの育成・確保に努め、地域強靱化を社会全体の取組として推進する。

女性、高齢者、子ども、障がいのある人、観光客、外国人等への配慮

- ・災害時にすべての住民が円滑かつ迅速に避難できるよう、要介護高齢者や障がいのある人等の避難行動要支援者の実情を踏まえたきめ細かな対策を講じる。また、旅行者等の一時滞在者や外国人に対しても、平常時の取組を含め、十分な配慮を行う。

第 3 章 想定する災害の設定

1. 地域特性

(1) 位置

本市は、福岡県の北部に位置し、東側は遠賀郡岡垣町、遠賀町、鞍手郡鞍手町、南側は宮若市、西側は福津市、北側は玄界灘に面しており、沖合には大島、地島、勝島、沖ノ島などの離島がある。

また、本市から 20 km 圏内には福岡市及び北九州市の両政令指定都市が位置する。市域面積は 11,991ha であり、うち離島面積は 1,001ha である。



図 宗像市の位置

(2) 地勢

本市は、北は玄界灘に開け、その他を標高 200～400m前後の山々や丘陵に囲まれた盆地の地形を成し、市中央を釣川が貫流している。

市東部には、本市の中でも標高が高い湯川山、孔大寺山、金山、城山からなる四塚連山が連なる。

釣川河口部はかつて入海であったが、堆積作用や近世の河川改修により、現在では田園地帯が広がっている。離島は、沿岸部からすぐに険しい斜面が続き、平地に乏しい地形である。

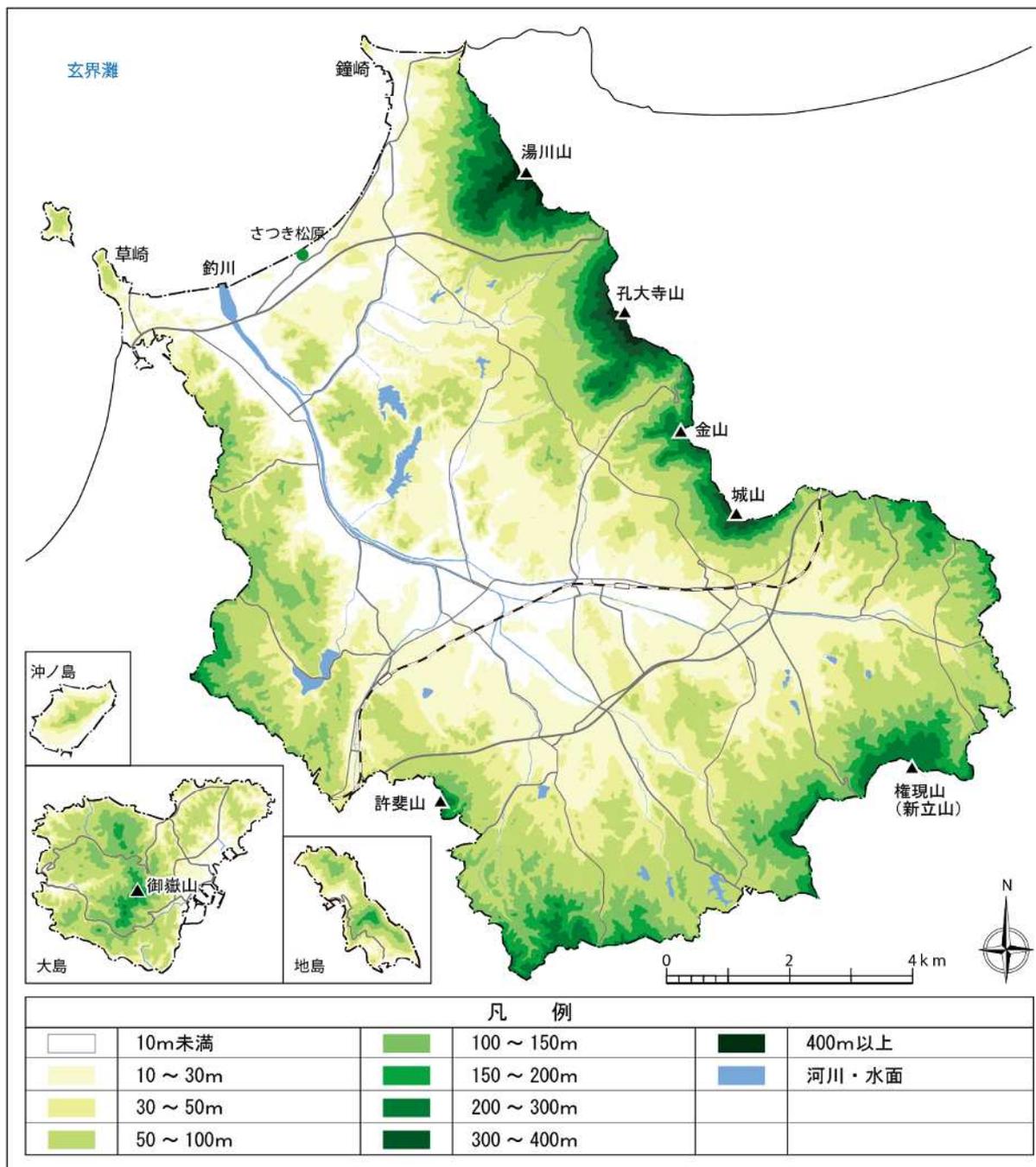


図 宗像市の地勢

(3) 水系

本市は、離島を除いて、独立水系である釣川の流域で構成されており、宗像市吉留の倉久山を源となし、高瀬川・朝町川・八並川・大井川・山田川・横山川・四十里川・樽見川・阿久住川・吉田川の10支川を集め本市の中心部を流下し、神湊において玄界灘に注ぐ。

流域面積 101.5 km²、幹線流路延長 16.3 kmの2級河川である。

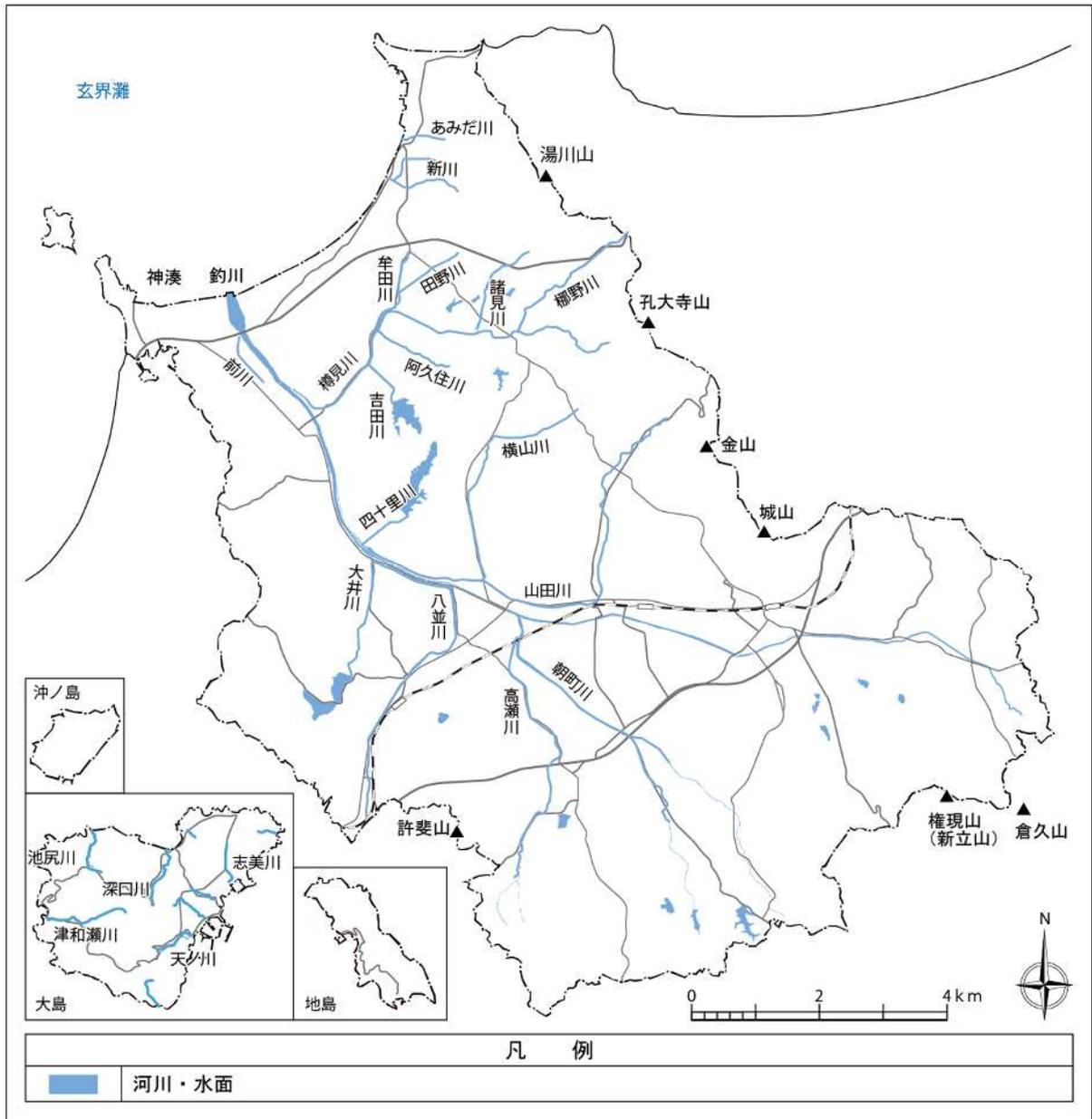


図 宗像市の水系

(4) 気象

本市は、日本海型気候区に属し、気温と降水量の平年値(平成27年(2015)～令和元年(2019))では、年間平均気温は16.4で、比較的温暖な気候風土ではあるが、夏季は最高気温が30を超える暑さが続く一方、冬季には氷点下となることもある。年間降水量は1,670mm程度、月別降水量は66.3mm～270.7mmの範囲にあり、7月がピークとなる。



図 月別の気温(平成27年(2015)～令和元年(2019)) (資料:気象庁HP)

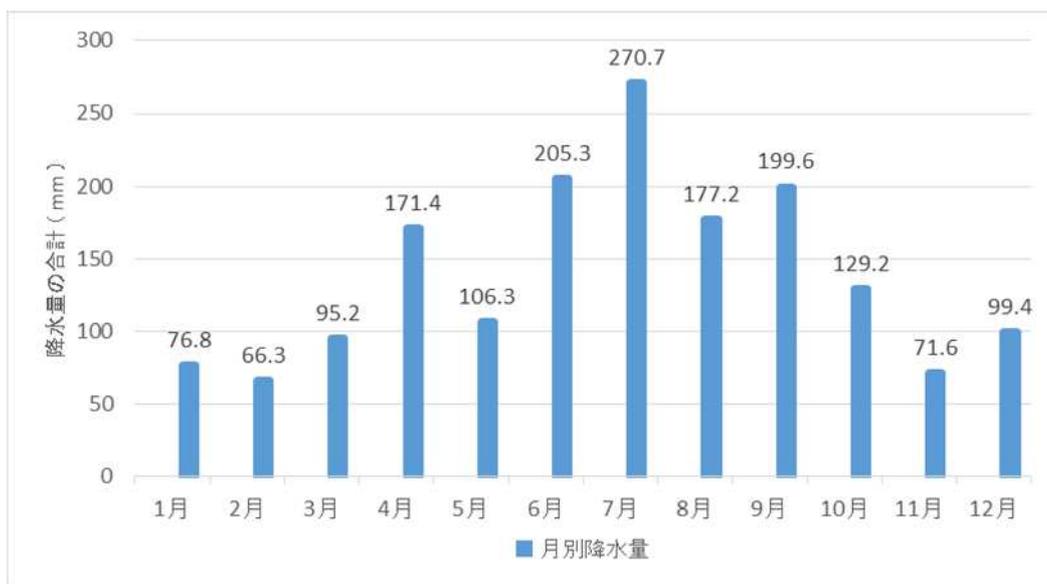


図 月別の降水量(平成27年(2015)～令和元年(2019)) (資料:気象庁HP)

(5) 社会的条件

平成 27 年（2015）国勢調査における本市の人口は 96,516 人であり、5 年間で 1.1%の伸びを示しているが、人口増加傾向は鈍化している。また、世帯数は 38,995 世帯であり、人口と同様に増加傾向が見られるが、世帯当たり人員は減少傾向が続いており、核家族化が進行している状況にある。一方、高齢者人口（65 歳以上人口）の比率は 26.6%となっており、現在の 65～69 歳人口をピークとする年齢構成から、今後さらに高齢化が進行すると予想される。

図 人口及び世帯数推移（資料：国勢調査）

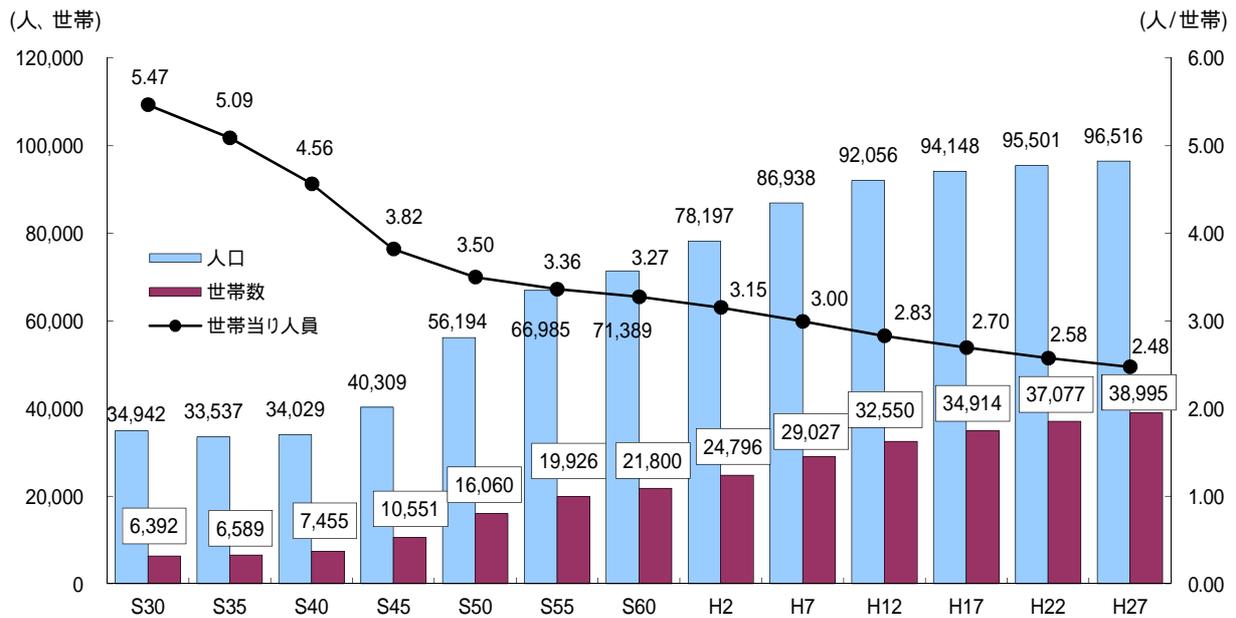
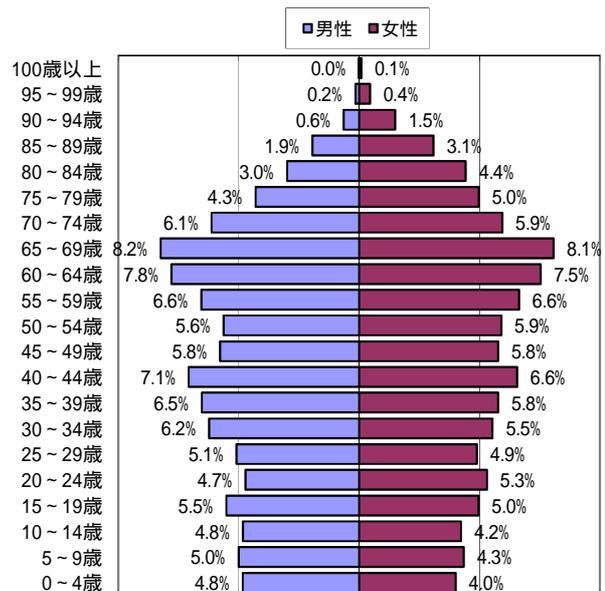
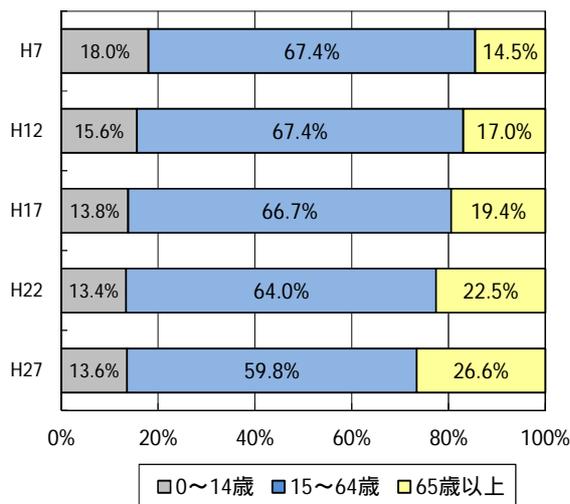


図 3 階級別人口（資料：国勢調査）

図 5 才階級別人口（資料：国勢調査）



2. 対象とする自然災害

(1) 風水害

災害履歴

近年、全国的に台風や集中豪雨による被害が相次いでいる。本市においてもその傾向は同様であるが、本市では台風より集中豪雨による災害が多く発生している。

本市を流れる釣川は、上流部を除くと勾配がきわめて緩く、下流の東郷付近で数本の支流がまとまって本流と合流する。このため集中豪雨の際には、水が狭窄部や合流部付近にたまりやすく、広く氾濫しやすくなっている。

河川整備が行われる昭和中期頃以前は、豪雨時には釣川沿いの耕作地に氾濫していたが、人家等がないため、大きな被害は発生しなかったものと考えられる。

現在のところ釣川の氾濫に至るような大規模な水害は発生していないが、釣川に流入する小河川において内水氾濫が発生し、豪雨のたびに浸水被害が発生している。

昭和28年、昭和34年の豪雨災害の際には土砂災害による人的被害も発生している。

災害危険性

釣川の洪水時にける浸水想定区域として釣川沿いの低地部における浸水が予想されている。JR赤間駅付近から多礼付近のつり革両岸に連続して「水深2.0～5.0m未満の区域」が広がり、その周囲にも「水深1.0～2.0m未満の区域」が見られる。

土砂災害の危険性としては、市内に850箇所以上の土砂災害警戒区域の指定がある。がけ崩れ警戒区域（特別警戒区域）が河東、日の里、自由ヶ丘などの住宅団地造成地の市街地周辺部などに多く見られる。

(2) 地震災害

災害履歴

福岡県は、日本の中でも地震による被害を受けた経験が少ない地域である。県内における直近の地震災害としては、福岡県西方沖地震（震源震度9km、マグニチュード7）があり、本市では震度5弱を観測し、重傷者1名、軽傷者1名、住宅被害（一部損壊）67棟の被害が出ている。

福岡管区気象台での有感地震記録では、1904年の観測開始以来、震度5以上を観測したのは福岡県西方沖地震の1度だけである。

災害危険性

福岡県が実施した「地震に関する防災アセスメント調査報告書」（平成24年3月）では、本市に最も大きな被害を与えるのは、本市と福津市の市境に位置する西山断層における地震、次いで基盤地震動一定における地震だと分析されている。

表 地震被害想定（資料：「地震に関する防災アセスメント調査報告書」福岡県（平成 24 年 3 月））

想定地震		西山断層（南東下部）	基盤地震動一定	
震 度		5 弱～6 強	5弱～6弱	
液状化現象		極めて高い ～かなり低い	極めて高い ～かなり低い	
建築物被害	木造	全 壊 棟 数	574	
		半 壊 棟 数	427	
		全 半 壊 棟 数 合 計	1,001	
	非木造	全 壊 率 (%)	1.4	
		半 壊 率 (%)	1.1	
		大 破 棟 数	40	
火 災 被 害	出 火 件 数	5	2	
		焼 失 棟 数	0	0
	上水道管被害	被 害 箇 所	771	304
		下水道管被害	被 害 箇 所	85
都市ガス管被害	被 害 箇 所	0	0	
L P ガス被害	被 害 箇 所	—	—	
電 柱 被 害	被 害 箇 所	13	4	
電 話 柱 被 害	被 害 箇 所	17	5	
道 路 被 害 *				
（国道 3 号）	被 害 箇 所	7	12	
（国道 495 号）	被 害 箇 所	6	6	
（直方宗像線）	被 害 箇 所	1	1	
（宗像玄海線）	被 害 箇 所	1	1	
（若宮玄海線）	被 害 箇 所	1	1	
（岡垣宮田線）	被 害 箇 所	1	1	
（宗像篠栗線）	被 害 箇 所	3	2	
（福岡宗像玄海線）	被 害 箇 所	1	1	
鉄 道 被 害 *				
（鹿児島本線）	被 害 箇 所	41	119	
漁港・港湾被害		被害／対象	被害／対象	
（大島漁港）	被 害 延 長（m）	1,450／1,450	1,450／1,450	
（地島漁港）	被 害 延 長（m）	743／743	743／743	
（鐘崎漁港）	被 害 延 長（m）	1,895／1,895	1,895／1,895	
（神湊漁港）	被 害 延 長（m）	1,162／1,162	1,162／1,162	
人 的 被 害	死 者 数	56	12	
	負 傷 者 数	947	429	
	要 救 出 現 場 数	246	66	
	要 救 出 者 数	206	52	
	要 後 方 医 療 搬 送 者 数	95	43	
	避 難 者 数	1,072	288	
	帰 宅 困 難 者 数	19,787	19,787	
要 救 援 者	食 料 供 給 対 象 人 口	79,104	42,362	
	給 水 対 象 世 帯	31,925	17,097	
	生 活 物 資 供 給 対 象 人 口	1,072	288	

注）＊：道路被害及び鉄道被害は県内の被害箇所数

(3) 津波災害

災害危険性

福岡県の「津波浸水想定」(平成28年2月)及び「津波浸水想定にかかる建物被害・人的被害の算定」(平成28年2月)では、本市への最高津波水位を起こす西山断層における大規模地震に伴う津波の被害想定を算定している。

表 津波被害想定

最高津波水位を 起こす波源の断層	最速津波 到達時間(分)	最高津波 到達時間(分)	最高津波 水位(m)	人的被害 (死者数)	物的被害 (棟)	
					全壊	半壊
西山断層	3	19	4.3	4	5	82

※留意点

- ・「最速津波到達時間」とは、地震発生時から20cm水位上昇までに要した時間。
- ・人的・物的被害は、津波浸水想定と人口・建物分布を重ね合わせ、津波到達時間やその浸水深をふまえて推計。
- ・人的・物的被害は、各市町の最大値を計上(波源ごとに数値が異なる。)
- ・人的被害は、夜間に津波が発生した場合の数値。

出典：「津波浸水想定」(福岡県 平成28年2月)、

「津波浸水想定にかかる建物被害・人的被害の算定」(福岡県 平成28年2月)

第4章 脆弱性の評価

1. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

本市で想定される大規模自然災害に対して、最悪の事態を回避するための施策を検討するため、国基本計画や県地域計画、本市の地域特性等を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」において、その妨げとなる24の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定した。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
直接死を最大限防ぐ	1 - 1	地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生
	1 - 2	津波・高潮による多数の死傷者の発生
	1 - 3	河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生
	1 - 4	土砂災害による多数の死傷者の発生
	1 - 5	情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生
救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2 - 1	被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギーの供給の長期停止
	2 - 2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	2 - 3	警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞
	2 - 4	大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱
	2 - 5	被災地における医療機能の麻痺
	2 - 6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2 - 7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
必要不可欠な行政機能は確保する	3 - 1	行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下
必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4 - 1	情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能
ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5 - 1	上水道等の長期にわたる供給停止
	5 - 2	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	5 - 3	交通インフラの長期にわたる機能停止
経済活動を機能不全に陥らせない	6 - 1	サプライチェーンの寸断による経済活動の機能不全
	6 - 2	食料等の安定供給の停滞

制御不能な二次災害を発生させない	7 - 1	ため池や天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生
社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8 - 1	災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
	8 - 2	復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	8 - 3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	8 - 4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

2. 脆弱性評価結果

24の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、本市が取り組んでいる施策について、その取組状況や現状の課題を分析するとともに、進捗が遅れている施策や新たな施策の必要性について検討し、脆弱性評価を次のとおり行った。

1（1-1）地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生

旧耐震基準で建築された木造住宅やブロック塀などの倒壊による被害を防止するため、住宅の耐震化及び危険なブロック塀等の撤去の必要性と支援制度の周知を進める必要がある。【建築課】

耐震性の低い市営住宅の改修等を行うことで、市営住宅の耐震化率を計画的に向上させる必要がある。【建築課】

学校施設の安全性を確保するため、適宜、施設の改修や修繕等を行う必要がある。【学校管理課】

建物の倒壊等を防ぐため、管理不全な空き家所有者に適正管理を促す必要がある。【都市再生課】

1（1-2）津波・高潮による多数の死傷者の発生

沿岸部の住民が津波や高潮から迅速に避難できるよう、津波対応訓練や防災マップを活用した避難経路の確認等を行う必要がある。【防災企画課】

津波が発生した際、迅速な避難が促せるよう、同報系防災行政無線（沿岸部スピーカー）の適正管理を行う必要がある。【防災企画課】

1（1-3）河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生

市中心部の市道や既存の幹線道路について、多重性（リダンダンシー）及びネットワークの確保をする必要がある。【維持管理課】

洪水の危険性がある市管理河川の改修を進める必要がある。【維持管理課】

釣川の水位を低下させるため、堤防の嵩上げや河道の掘削、堰の改築といった治水事業を進める必要がある。【福岡県北九州県土整備事務所】

浸水想定区域の中でも、特に市街地での内水氾濫による被害が想定されることから、樋門や排水ポンプ施設、雨水貯留施設の維持管理や整備を図るとともに、県が実施する河川改修事業との連携が必要である。【下水道課】

津波や高潮の被害による浸水想定区域を考慮し、海岸堤防の整備や維持補修等を進める必要がある。【福岡県所】

浸水被害の軽減を図るため、ポンプ場や雨水貯留施設の適切な維持管理を行う必要がある。【下水道課】

浸水被害の軽減を図るため、用水路および井堰等の農業用施設の老朽化対策を進める必要がある。【農業振興課】

浸水災害からの迅速な避難に繋げるため、自主防災組織と連携した避難体制の構築や防災リーダーの育成を推進する必要がある。【防災企画課】

市内の浸水状況を安全な場所からリアルタイムで市民が確認できるよう、市内の主要箇所について、浸水状況が把握できる監視カメラを設置し、インターネットを通じて市民に公開をする必要がある。【防災企画課】

洪水の危険性が高まる出水期前に水防訓練を実施する必要がある【防災企画課】

1（1 - 4）土砂災害による多数の死傷者の発生

土砂災害対策の一環として、急傾斜地の対策や維持管理を進める必要がある。【維持管理課】

豪雨や地震による山地災害の抑制として、治山施設の整備や森林の整備、林道の整備を進める必要がある。【農業振興課】

土砂災害対策の一環として、砂防指定地や急傾斜地崩壊危険区域の周知を図るとともに、対策及び維持補修を進める必要がある。【福岡県北九州県土整備事務所】

土砂災害からの迅速な避難に繋げるため、自主防災組織と連携した避難体制の構築や防災リーダーの育成を推進する必要がある。【防災企画課】

1（1 - 5）情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生

災害から子供たちの命を守るため、様々な種類の災害を想定した避難訓練を行う必要がある。
【教育政策課】

災害が発生した際の危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようになるための防災教育を推進する必要がある。【教育政策課】

災害発生時に保護者の元に子どもたちを安全に返すことができるように、災害発生を想定した保護者への引き渡し訓練の定期的な実施や災害発生時の危険想定箇所、下校ルートの確認などを進める必要がある【教育政策課】

高齢者の迅速な避難に繋げるため、地域や関係者による避難支援体制の構築等に向けた啓発を進める必要がある。【高齢者支援課】

障害福祉サービス事業所等の障がい福祉関係機関が、防災について正しい知識を持ち適切な対応ができるよう、障害者自立支援協議会が開催する会議や研修会等において、防災に関するテーマを取り上げる必要がある。【福祉課】

外国人観光客に対して、防災情報を伝達するため、市内観光施設に避難所の英語表記の看板設置や観光パンフレット等に避難情報等の掲載を進める必要がある。【商工観光課】

留学生等の外国人居住者に対して、宗像市の防災情報を理解してもらうため、外国人向けの防災マップ（平成29年度作成）の配布、防災知識の啓発を行う必要がある。【防災企画課】

災害時、市職員が行動マニュアルに従った行動がとれるよう、緊急情報伝達システムメールへの登録を徹底した上で、定期的に防災研修を実施する必要がある。【人事課】

災害時、交通機関の麻痺を最小限とするため、平常時から関係機関（運輸支局、西鉄バス、警察等）との連携を図る必要がある。【交通対策課】

避難の遅れを防ぐため、毎年実施している総合防災訓練の中で市内全域を対象とした避難訓練を行う必要がある。【防災企画課】

避難行動要支援者の迅速な避難に繋げるため、地域や関係者による避難支援体制の構築等を推進するとともに、併せて避難行動要支援者事業の啓発を進める必要がある。【防災企画課】

危険区域にかかっている要配慮者施設について、避難計画策定の促進を行う必要がある。【防災企画課】

緊急情報伝達システムからの災害情報配信を行うことで、迅速な避難に繋げることと災害時の通行止め情報や危険情報等を周知することで、防災情報の重要性について周知を行う必要がある。【防災企画課】

2（2-1）被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギーの供給の長期停止

災害時、輸送のための主要な路線が寸断されないよう、道路施設や橋梁施設の点検調査及び補修を行い健全度を保つ必要がある。【維持管理課、施設整備課】

災害時に水道施設が被災した場合、応援給水や迅速な復旧活動を行う必要がある。【宗像地区事務組合】

物資を供給するルートである緊急輸送道路が機能不全とならないよう、道路の維持管理や補修だけでなく、電柱倒壊の防止として無電柱化を進める必要がある。【福岡県北九州県土整備事務所】

非常用食料、飲料水、生活必需品などの防災倉庫備蓄品の入替整備を計画通り毎年度行う必要がある。【防災企画課】

市の備蓄物資が不足することに備え、民間業者との物資供給の協定締結を進める必要がある。【防災企画課】

市職員が災害時受援計画に従った行動がとれるよう、定期的に防災訓練等を実施する必要がある。【防災企画課】

2(2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

災害時、大島や地島が孤立しないよう、島内のネットワーク整備や関係機関(消防、運輸局等)との連携による交通手段の確保が必要である。【商工観光課、交通対策課】

自助・共助による地域防災の推進のため、自主防災組織の活動促進や防災リーダーの育成を進める必要がある。【防災企画課】

2(2-3) 警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞

災害時、幹線道路の渋滞情報や被害状況を把握するため、監視カメラの設置を進めることで、救助活動の推進に努める必要がある。【防災企画課】

消防団員の確保のため、積極的に働きかけを行うことや、消防団協力事業所の啓発を行うことが必要である。【防災企画課】

いかなる災害時にも消防団が稼働できるよう、消防団格納庫の移設及び耐震化、車両の整備を進める必要がある。【防災企画課】

自助・共助による地域防災の推進のため、自主防災組織の活動促進や防災リーダーの育成を進める必要がある。併せて、警察・消防・自衛隊等の関係機関と地域が連携した訓練の実施が必要である。【防災企画課】

災害拠点病院である宗像水光会総合病院において、救命救急活動を行えるよう災害派遣医療チーム(DMAT)の受入体制を進める必要がある。【健康課、防災企画課】

2(2-4) 大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱

市内の企業に対して、帰宅困難者が一時的に避難できる一時避難所の提供について協定締結を進める必要がある。【防災企画課】

2(2-5) 被災地における医療機能の麻痺

災害時、医療従事者による応急医療を行うため、関係機関（病院、医師会等）との連携を強化する必要がある。【福祉課】

避難所にて、市保健師による避難者の健康管理を実施する体制を整備する必要がある。【健康課】

災害時、医薬品等の物資を円滑に受け取る必要があるため、製薬会社等との協定締結を進める必要がある。【防災企画課】

ドクターヘリ等、あらゆる移動手段を検討し、重症患者の広域移送体制を進める必要がある。【交通対策課、防災企画課】

2（2-6）被災地における疫病・感染症等の大規模発生

避難所での感染症拡大を防ぐため、県との連携を強化することで、平常時から感染症予防対策を進める必要がある。【健康課】

予防接種が可能な疾病は、平常時から予防接種の促進を図ることで、有事の際の集団感染を抑える必要がある。【健康課】

感染症拡大防止として、避難所を開設する際は、体調不良者専用の避難所を開設する等、集団感染の予防に努める必要がある。【防災企画課】

避難所運営マニュアル（感染症対策版）に従った避難所運営ができるよう、自主防災組織への啓発を進める必要がある。【防災企画課】

感染症拡大防止として、避難所を開設する際は、県と連携して、陽性者等が最寄りの避難所に避難しないよう、連携の強化を図る必要がある。【健康課、防災企画課】

2（2-7）劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

避難所となっている公共施設の衛生環境を保全するため、平常時から環境整備に関する対策を講じる必要がある。【財政課】

災害時、避難所において避難者の健康管理を行うため、保健師によるトリアージ体制を構築する必要がある。【健康課】

避難生活時に特段の配慮が必要な方については、専用のブースを設ける等、状況に応じた対応が必要である。【子ども家庭課、福祉課、高齢者支援課、防災企画課】

設備が整った福祉避難所の開設を進めるため、民間企業の施設について福祉避難所の指定を進める必要がある。【防災企画課】

3（3-1）行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能

の大幅な低下

防災拠点となる市役所本庁舎やその他の公共施設においては、宗像市アセットマネジメント推進計画に基づき、老朽化対策を進める必要がある。【行革アセットマネジメント推進室】

災害時に行政機能が低下しないよう、非常用電源の整備を進める等、バックアップ体制の強化を進める必要がある。【財政課】

災害時、迅速に罹災証明を発行できる体制づくりを進める必要がある。【税務課】

基幹系ネットワークが障害による機能停止とならないよう、通信回線の冗長化や予備機の確保を進める必要がある。【総務課】

業務継続計画（BCP）に基づいて、災害時においても行政機能を確保する必要がある。【防災企画課】

受援計画や応援協定に基づいて、受援体制の整備を進める必要がある。【防災企画課】

災害時に本市だけで対応できない状況に備え、広域応援協定の締結を進める必要がある。【防災企画課】

災害時、被災者の状況把握及び支援体制の強化を図るため、被災者支援システムの導入の検討を進める。【防災企画課】

災害発生時に、職員が迅速に参集できるよう、的確な情報の配信と連絡体制の整備を進める必要がある。【防災企画課】

4（4-1）情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能

市民へ確実に情報伝達を行うため、防災行政無線からの発信だけでなく、Lアラートや緊急情報伝達システム等、あらゆる媒体からの発信をする必要がある。【防災企画課】

システムからの情報配信だけでなく、広報車やSNS、LINE等を活用し、情報伝達の多重化を図る必要がある。【秘書政策課、防災企画課】

市と自主防災組織や消防団が連携を図ることで、災害版GISを活用して、各自で必要な情報を自らが取得できる仕組みを整備する必要がある。【防災企画課】

避難所におけるインターネット回線による情報伝達手段確保のため、避難所スペースで利用できるWi-Fi環境を整備する。【防災企画課】

5（5-1）上水道等の長期にわたる供給停止

災害発生時、速やかに水道施設を復旧する必要がある。【宗像地区事務組合】

災害時においても、可能な限り給水できるよう、水道施設の耐震化を進める必要がある。【宗像地区事務組合】

上水道施設の被害が甚大な場合は、宗像地区事務組合単独での対応が困難なため、福岡県水道企業団等との連携を強化する必要がある。【宗像地区事務組合】

5 (5 - 2) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

災害時においても、汚水処理施設を維持するため、下水道施設の改修について計画的に実施する必要がある。【下水道課】

災害時に汚水処理施設が機能不全とならないよう、下水道BCPの改定を適宜行う必要がある。【下水道課】

災害時、緊急対応が必要な場合に備えて、関係機関との連携協定締結を進める必要がある。【防災企画課】

5 (5 - 3) 交通インフラの長期にわたる機能停止

災害時に物資輸送ルートを確認するため、道路や橋梁等、既存施設の点検調査を行い健全度を保つ必要がある。【維持管理課、施設整備課】

災害時における道路の安全性を向上させるため、急傾斜地の崩壊や落石を防ぐための整備を進める必要がある。【維持管理課、福岡県北九州県土整備事務所】

大規模災害時の鉄道不通に備え、代替交通手段について関係機関との連携を進める必要がある。【交通対策課】

大規模災害時の道路ネットワークを確認するため、緊急輸送道路の改良整備を進める必要がある。【福岡県北九州県土整備事務所】

道路の防災上の向上、安全で快適な通行空間の確保の観点から、特に緊急輸送道路については、電線管理者と協議の上、無電柱化の取り組みを進める必要がある。【福岡県北九州州県土整備事務所】

災害時、帰宅困難者対策として、民間企業と協定締結による一時滞在施設の活用を進める必要がある。【防災企画課】

6 (6 - 1) サプライチェーンの寸断による経済活動の機能不全

宗像市商工会等と連携し、市内事業者に対し、BCP策定の必要性や策定方法等の周知を図る。また、災害発生時には、被災商工業者の事業の再開・継続を総合的に支援する必要がある。【商工観光課】

エネルギー供給の復旧のため、電力会社等との連携協定締結を進める必要がある。【防災企画課】

6 (6 - 2) 食料等の安定供給の停滞

災害発生に備え、生鮮品等の確保に努めるため、農業団体等との連携を強化する必要がある。【商工観光課、農業振興課、水産振興課】

災害発生に備え、水産物の流通を滞らせないために、各漁港の外郭施設や主要な岸壁等の耐震化を進めるとともに、併せて既存施設の点検を実施する必要がある。【水産振興課】

水産物の流通拠点である鐘崎漁港において、漁業活動の停滞を防ぐため、水揚げの重要な施設である高度衛生管理型荷捌き所やその他関連施設の整備及び業務継続計画（BCP）の策定を行

う必要がある。【水産振興課】

市備蓄物資の確保を進めるとともに、民間企業との物資の協定締結を進める必要がある。【防災企画課】

7(7-1)ため池や天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

防災重点ため池など決壊時に大きな影響のあるため池の計画的な改修と緊急時の迅速な避難行動につなげるため池ハザードマップの作成・公表を行う。【農業振興課】

堤体の決壊等による洪水被害から身を守るため、自主防災組織が中心となって避難経路の確認やハザードマップを活用して避難訓練等を実施する必要がある。【防災企画課】

8(8-1)災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

大規模災害時は、大量の災害廃棄物が発生することが予想されるため、災害廃棄物処理計画に基づく体制作りを進める必要がある。【環境課】

大規模災害時は、大量の災害廃棄物が発生することが予想されるため、近隣自治体や廃棄物関係団体との協定締結等、連携を行う必要がある。【環境課、防災企画課】

8(8-2)復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

大規模災害時は全職員が災害対応することとなるため、職員の防災知識及び防災意識を高めるため、定期的に防災研修を実施する必要がある。【人事課】

社会福祉協議会による災害ボランティアセンターの設置を含め、防災対策に関する活動やボランティアの養成等に取り組む必要がある。【コミュニティ協働推進課】

災害時に自主防災組織における防災活動の強化を図るため、これまでに養成した防災士を活用した地域防災リーダー育成等、地域の防災体制づくりを進める必要がある。【防災企画課】

災害発生に備え、地方自治体等との災害時応援協定を進める等、広域的な応援体制の構築を図る必要がある。【防災企画課】

地域防災の要である消防団員の確保を行うと伴に、消防団員の防災力向上に繋がる訓練等の実施を行う必要がある。【防災企画課】

8(8-3)貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

防災対策は日頃のコミュニティ活動の延長であり、地域住民が助け合うことで地域の防災力向上に繋がることから、更なる地域コミュニティ活動の推進を行う必要がある。【コミュニティ協働推進課】

災害から貴重な文化財を守るため、防災に関する計画の検討、避難経路の確保、防災設備の更新等、文化財における防災措置の強化を進める必要がある。【文化財課、世界遺産課】

災害により文化財の毀損滅失が生じた場合、復旧等必要な措置が即座にとれる体制づくりを進める必要がある。【文化財課、世界遺産課】

平常時は防災知識の向上に努め、災害時は避難体制の確保等の自主防災組織の活動を強化する必要がある。【防災企画課】

災害時、文化財を守る体制を迅速にとることができるよう、文化財防御訓練を行う必要がある。【防災企画課】

8(8-4) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

大規模災害時には、住宅の全壊等によって、住まいの確保が困難な住民が発生することが想定されることから、応急仮設住宅の建築を迅速に行う必要がある。【建築課】